

東海村職員の業務外でのソーシャルメディア利用の留意点

目的

情報技術の進歩は目覚しく、インターネット上では新しいコミュニケーションツールが次々と作り出されています。

昨今はソーシャルメディアを利用して、個人が様々な情報を発信したり、収集したりできるようになりました。

東海村は、職員の皆さんが業務以外での私的な環境でソーシャルメディアを利用することに関して、禁止をすることはありません。

ソーシャルメディアの利用はあなたの魅力を深め、思いもかけない自分の一面を発見させるなど、人生にプラスの効果をもたらし、人間味あふれる職員を作り出す一助となると判断するからです。

しかし、インターネットで情報を発信する際にはさまざまな点に注意する必要があります。場合によっては訴訟や社会的な責任を問われる場合もでてきます。

このことを十分に自覚した上で、東海村職員としての自覚を持って、有意義にソーシャルメディアを利用してください。

適用範囲

以下の留意点は、ソーシャルメディア上で職員であることを明示するしないにかかわらず、また本名であれ匿名であれ、東海村とその外郭団体に所属する職員及び退職者の皆さんが、私的にソーシャルメディアを利用する場合のガイドとなるものです。

広報担当より公式にソーシャルメディアを利用するよう任命された職員に関しては業務として別の規定がありますので、その規程にそって業務を行ってください。

- 1 日本国の各種法令を遵守してください。海外のサイト等を利用する場合には当該国の法律や国際法も守る必要が出てきます。
ソーシャルメディアごとのルールや仕様、個々のコミュニティのマイナールールも守りましょう。
- 2 業務で知れた情報は、東海村が公開しているものでなければ、秘密事項であるかの如何を問わず一切掲載してはいけません。
特に、職員であることを明示していない場合は、役場職員であると類推されるような情報は掲載しないようにしましょう。
また、職員であることを明示する場合は、免責事項の宣言をしましょう。
- 3 第三者に対してのリスペクトを忘れないようにしましょう。

ソーシャルメディアをコミュニケーションツールのひとつとして、有益な情報の発信と交換を心がけてください。

4 自分以外の人間や団体の個性とその多様性を尊重し、特定個人や特定団体への侮辱や差別のために誹謗中傷をしないでください。

5 文字だけのコミュニケーションなので、表現や記述には細心の注意と慎重な態度をもって臨んでください。

特に、議論する時は冷静に行い、感情に流されないようにしましょう。

6 故意に結論や価値判断をコントロールするなどの、やらせ行為はやめましょう。

情報は正確に伝え、単なる噂の蔓延には加担しないでください。

7 違法な手段で作成や収集されたソフトやデータの使用は禁止されています。

また、違法なサイトの紹介もさげましょう。

8 ソーシャルメディアの拡散範囲は非常に広く、あなたの意識しない人たちにも情報が届くことを意識してください。

また、一度インターネット上に出た情報は、瞬時に伝達され、取り消すことができない性格のものであることを理解しましょう。

9 第三者のプライバシーを侵さないのと同様に、自分と家族を守るため、自らのプライバシーを守る努力をしてください。

10 自由な表現には常に責任が伴うことを忘れずに、すべては自己の責任であることを自覚してください。

最終的な責任はあなた個人に降りかかります。

以上